一九〇	一九一		二〇二					二〇五
めっき鉄鋼線製造業	表面処理鋼材製造業（整理番号一八七の項から前項までに掲げるものを除く。）	（略）	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）				（略）	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業
一	一		二					一・五
一・五	一・五		五・五					三
一	一		一					一
一・五	一・五		二・五					一・五
大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(ロ)の値は、二とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(ロ)の値は、二とする。		(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの（(四)に掲げるものを除く。）にあっては、第三欄(2)(ロ)の値は、三とする。	(二) 溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第三欄(1)(イ)及び(2)(ロ)の値は、それぞれ二・五、二とする。	(三) アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するもの（(四)に掲げるものを除く。）にあっては、第三欄(1)(イ)及び(ロ)並びに(2)(ロ)の値は、それぞれ八、一・六とする。	(四) アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものに係る第三欄(1)(ロ)並びに(2)(ロ)の値は、それぞれ八、一・六とする。		(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの（(四)に掲げるものを除く。）にあっては、第三欄(2)(ロ)の値は、二とする。

一九〇	一九一		二〇二					二〇五
めっき鉄鋼線製造業	表面処理鋼材製造業（整理番号一八七の項から前項までに掲げるものを除く。）	（略）	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）				（略）	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業
一	一		二					一・五
二	二		五・五					三
一	一		一					一
一・五	一・五		三					二
				(一) 溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第三欄(1)(イ)の値は、二・五とする。	(二) アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第三欄(1)(イ)及び(ロ)並びに(2)(ロ)の値は、それぞれ八、一・六とする。			